

中央家畜衛生広報

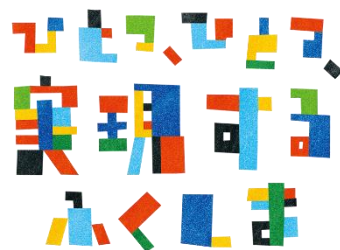
福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

死亡牛搬入専用TEL：090-5844-5300

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



令和4年2月号

飼養衛生管理基準《R4.2.1施行分》

改正飼養衛生管理基準で、猶予期間が設けられていた「飼養衛生管理マニュアルの作成と周知徹底」が本年2月に施行されました。

＜対象動物＞

1. 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
2. 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう等
3. 馬 (※豚、いのししはR3.4.1施行済み)






家畜の所有者は、次の事項を規定するマニュアルを作成し、従事者や外来者に周知し、遵守する必要があります。

- ① 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- ② 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- ③ 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む）に関する注意喚起
- ④ 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- ⑤ 可能な限り、工具、機材等を農場内に持ち込まないための取組
- ⑥ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- ⑦ 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- ⑨ 農場における防疫のための更衣
- ⑩ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

➤ 農林水産省のホームページにマニュアル例がありますので、参考にしてください

ホーム>消費・安全>家畜の病気を防ぐために>飼養衛生管理基準について

1-3.農場における飼養衛生管理マニュアル例

本体(パワーポイント：14,694KB) 、別添(パワーポイント：10,318KB) 、全体(PDF：2,095KB) 
小規模農家向け(パワーポイント：5,648KB) 、(PDF：428KB) 

鳥インフルエンザ嚴重警戒

昨シーズン、国内各地で猛威を振った高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、今シーズンも全国で続発しており、9県15事例の発生が確認されています（R4.1.26現在）。

MAFF
農林水産省

(令和4年1月26日時点)

令和3年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

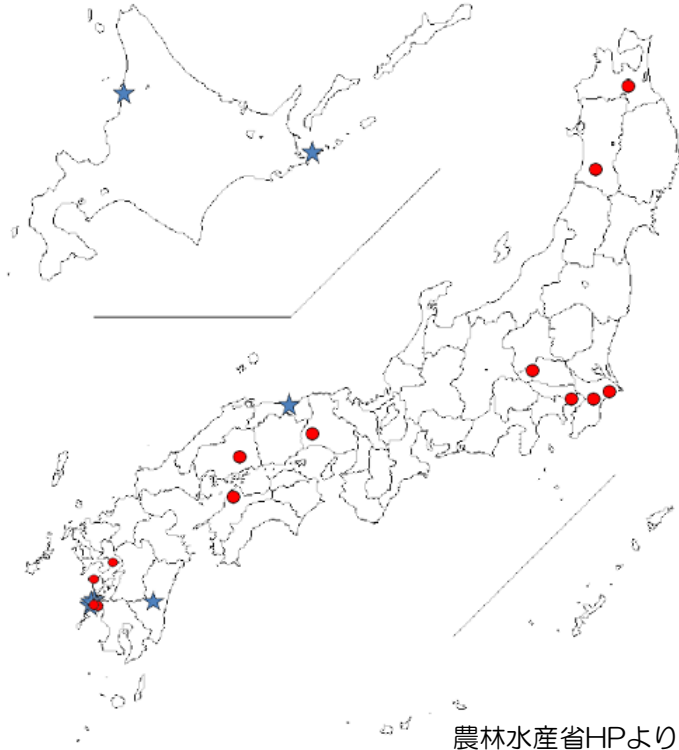
○家きん 9県15事例羽数の単位は万羽

地域	疑似患者判定日	用途	羽数	病原性*	亜型
1 秋田県横手市	11/10	採卵鶏	約14.3	HPAI	H5N8
2 鹿児島県出水市	11/13	採卵鶏	約3.8	HPAI	H5N1
3 鹿児島県出水市	11/15	採卵鶏	約1.1	HPAI	H5N8
4 兵庫県姫路市	11/17	採卵鶏	約15.5	HPAI	H5N1
5 熊本県南阿蘇町	12/3	肉用鶏	約6.7	HPAI	H5N1
6 千葉県市川市	12/5	あひる(アイガモ)	約0.03	HPAI	H5N1
7 埼玉県美里町	12/7	採卵鶏	約1.7	HPAI	H5N1
8 広島県福山市	12/7	採卵鶏	約3.0	HPAI	H5N1
9 青森県三戸町	12/12	肉用種鶏	約0.7	HPAI	H5N1
10 愛媛県西条市	12/31	採卵鶏	約13	HPAI	H5N1
11 愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約8.3	HPAI	H5N1
12 愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約14.2	HPAI	H5N1
12関連 愛媛県今治市	1/4	採卵鶏	約0.6	-	-
13 鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.4	HPAI	H5N1
13関連 鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.7	-	-
14 千葉県八街市	1/19	肉用鶏	約6.6	HPAI	H5N1
15 千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.19	遺伝子検査実施中	H5
15関連 千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.12	-	-
15関連 茨城県かすみがうら市	1/26	あひる	約0.11	-	-
15関連 埼玉県春日部市	1/26	あひる	約0.14	-	-
15関連 埼玉県熊谷市	1/26	あひる	約0.04	-	-

○野鳥 12事例 (HPAIに限る)

※詳細は環境省https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

検体回収場所	検体回収日	種名	病原性*	亜型
1 北海道旭川市	10/26	マガモ	LPAI	H5N3
2 鹿児島県出水市	11/8	環境試料(水)	HPAI	H5
3 宮崎県宮崎市	11/9	糞便	HPAI	H5N1
4 鹿児島県出水市	11/19	ナベヅル	HPAI	H5N8
5 鹿児島県出水市	11/22	環境試料(水)	HPAI	H5N8
6 鹿児島県出水市	11/22	環境試料(水)	HPAI	H5N8
7 鹿児島県出水市	12/3	マガモ	ウイルス分離陰性	-
8 鹿児島県出水市	11/29	環境試料(水)	HPAI	H5N8
9 鳥取県鳥取市	12/1	環境試料(水)	HPAI	H5N8
10 鳥取県鳥取市	12/1	糞便	LPAI	H7N7
11 鹿児島県出水市	12/10	オナガガモ	ウイルス分離陰性	-
12 鹿児島県出水市	12/6	環境試料(水)	HPAI	H5N8
13 福井県若狭町・美浜町	11/25	野鳥糞便	LPAI	H7N7
14 石川県内灘町	12/3	野鳥糞便	LPAI	H5N3
15 鹿児島県出水市	12/20	環境試料(水)	HPAI	H5N1
16 北海道苫前町	1/2	オジロヅシ	HPAI	H5
17 鹿児島県出水市	1/10	環境試料(水)	HPAI	H5N8
18 北海道根室市	1/20	ハシブトカラス	HPAI	H5
19 北海道根室市	1/23	ハシブトカラス	遺伝子検査実施中	-



農林水産省HPより

※ HPAI: 高病原性鳥インフルエンザ
LPAI: 低病原性鳥インフルエンザ
黒塗りはLPAIまたはウイルス分離陰性
● 家きん
★ 野鳥 (HPAIに限る)

鳥インフルエンザ侵入防止対策の徹底をお願いします

- 衛生管理区域専用の衣服と靴を設置し、着用すること
- 鶏舎出入口に、手指消毒設備や専用手袋を設置し、使用すること
- 鶏舎ごとに専用長靴を設置し、着用すること
- 鶏舎の破損や隙間、防鳥ネットの破れ等を点検し、修繕すること

○疫学調査時に確認された症状



鶏冠のチアノーゼ



同一ケージ内での死亡

左記の症状や、死亡羽数の増加がみられたら、速やかに家畜保健衛生所へ通報してください

豚熱情報

養豚農場における豚熱は、10月に滋賀県・群馬県(72、73例目)、11月に群馬県(74例目)、12月に宮城県(75、76例目)で確認されました。いずれもワクチン接種済農場です。豚熱ワクチンは適切に使用していても、豚熱ウイルスに感染することを完全に防ぐことはできないことを再認識し、対策の徹底をお願いします。

衛生対策のポイント



農場HACCP認証取得！

令和3年10月、いわき市で採卵鶏を飼養する有限会社オオガキ小名浜農場が、農場HACCP認証を取得しました。県内の採卵鶏農場では2例目になります。



(中央：大柿純一社長)

農場HACCPを活用し、衛生管理や農場経営の継続的な向上が期待されます。

中央家畜保健衛生所では、関係機関と連携し、農場HACCPの取組みを支援しています。

管内における、これまでの農場HACCP及びJGAP家畜・畜産物の認証取得支援をホームページで紹介しています！

農場 HACCP 認証書



<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36800a/haccp-jgap.html>

家畜人工授精所の開設について

和牛精液・受精卵の不正流通を防止するため、精液等の他家利用（採取・処理・保存）する場合は、県から家畜人工授精所の開設許可を受けなければいけません。

また、家畜人工授精所で保存されている精液等でなければ、有償・無償に関わらず他人に譲渡してはいけません。

業務内容		家畜人工授精所の開設許可の要・不要
○家畜人工授精用精液の採取・処理・保存	都道府県が開設する施設（家畜保健衛生所、畜産研究所等）で左記の業務を行う場合	不要
○家畜体内受精卵の処理・保存	都道府県が開設する施設以外で左記の業務を行う場合（自己利用を除く）	要
○家畜未受精卵の採取・処理・体外授精・家畜体外受精卵の・処理・保存	自己利用する場合	不要
	左記の業務を行わず、家畜人工授精用精液・家畜受精卵を他人の所有する牛に注入・移植する場合	不要

定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病予防法により家畜の所有者は毎年、家畜の頭羽数及び飼養状況に関し、県知事(家畜保健衛生所)へ報告することが義務付けられています。

それぞれの期日までに、必要事項を記入の上、提出してください。

提出期限

- ①牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし：4月15日まで
- ②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥：6月15日まで

【提出先】

- ・中央家畜保健衛生所
石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12
FAX 0247-57-6144
(表裏両面ありますので、FAXの場合はご注意ください)
- ・各市町村 畜産担当課
- ・各所属 畜産団体

